

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業

北海道次世代農業促進生産基盤整備計画

令和3年（2021年）3月

北海道農政部

目 次

はじめに	1
1 本対策の基本方針	2
2 区分別実施方針	3～4
(1) 先進モデル型	
(2) 促進型	
ア 区画整理	
イ 畑地用水施設の新設整備	
ウ 用水施設の新設整備	
(3) 保全型	
ア 暗渠排水	
イ 土層改良	
ウ 既設用水施設の長寿命化	
(4) 防災・減災型	
ア 防災重点ため池の整備	
イ 既設用水施設の耐震化	
ウ 排水施設の整備	
3 成果指標	5
4 計画の推進管理	6
(1) 推進体制	
(2) 推進管理	

はじめに

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、洪水の防止や水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じて、国土や環境を保全し、私たちの生活に豊かさと潤いをもたらしているほか、食品加工や観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、本道農業・農村を取り巻く情勢は、人口減少や高齢化の進行、TPP11 協定など経済のグローバル化の進展、自然災害の頻発・激甚化など、様々な課題に直面しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、食料の安定供給の重要性が再認識される中、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える重要な役割に期待が高まっています。

こうした状況の中、次世代の農業者をはじめ多様な担い手や人材が活躍し、本道の潜在力をフルに発揮することにより、力強く魅力ある農業・農村を確立するためには、スマート農業技術を活用した一層の省力化・効率化などにより、生産力と競争力を高め持続可能で生産性の高い農業を展開していくことが必要であることから、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、農家負担について特例的な軽減措置を講ずる次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（以下「本対策」という。）を実施します。

この北海道次世代農業促進生産基盤整備計画（以下「整備計画」という）は、本対策を効果的かつ円滑に実施するため、基本方針や区分別実施方針、成果指標のほか、計画を着実に推進するための体制や管理方法を定めたものです。

1 本対策の基本方針

地域が個性と潜在力を発揮し、本道農業が持続的に発展していくためには、生産力と競争力の強化とともに、農村地域の強靱化が欠かせないことから、次に掲げる事項を基本方針として本対策を実施するものとします。

(1) 農作業の一層の省力化を図るスマート農業の加速化

農家人口の減少や高齢化の進展による深刻な労働力不足に対応するため、ICTやIoT、AIといった、農作業の一層の省力化を図るスマート農業技術の効果を最大限発揮させる整備を促進します。

(2) 国内外の需要を取り込んだ付加価値の高い農作物の生産拡大

TPP11や日米貿易協定など、近年の国際貿易協定の発効による経済のグローバル化に対応するため、農作業の効率化による生産コストの低減とともに農作物の収量・品質の安定化、野菜など高収益作物の導入に必要な整備を促進します。

(3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の強化

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、農作物の被害や農地・農業水利施設の機能低下を防止するため、農地の排水対策の強化や農業水利施設の長寿命化・耐震化を図る整備を促進します。

2 区分別実施方針

本対策の実施に当たっては、本道農業を取り巻く課題に適切に対応するため、スマート農業技術の導入や付加価値の高い農作物の生産拡大といった生産力・競争力の強化に向けて、スマート農業技術の導入効果を最大限に発揮させる整備や農地等の一層の高機能化を図る整備、農地等の機能を維持・保全するための整備、農村地域の強靱化を図るための整備を、今後、重点的として進めるべき4つの型として設定し、着実に推進していきます。

(1) 先進モデル型

スマート農業技術の導入による効果を最大限に発揮させるため、一定の要件を満たす農地を対象に、区画整理に加え用水施設等を一体的に整備する、将来モデルとなる先進的な整備を促進します。

(2) 促進型

ア 区画整理

大区画化など農地の区画形質の改良による農作業機械の作業効率の向上とともに、農地の排水機能や地力の向上による生産性の確保のため、区画整理とともに、併せ行う暗渠排水や土層改良（客土、除れき）の整備を促進します。

イ 畑地用水施設の新設整備

畑地帯において、干ばつ等の異常気象による農作物の収量・品質の低下への対応や高収益作物の導入を図るため、農地に直接散水することが可能となる新規用水施設の整備を促進します。

ウ 用水施設の新設整備

用水施設の未整備地域及び水の供給がなされていない無水地域において、新規用水施設の整備を促進します。

(3) 保全型

ア 暗渠排水

良質な農作物を安定的に生産するために必要な農地の排水機能を確保するため、農地の地下水位の低下や迅速な地表水の排除を促す暗渠排水の整備を促進します。

イ 土層改良

農作業機械の作業効率の向上や農作物の収量・品質の向上を図るため、客土や除れきなどの土層改良の整備を促進します。

ウ 既設用水施設の長寿命化

用水施設の整備済地域において、将来にわたって農業用水を安定的に供給するため、既設用水施設の変更・改修・更新に当たりストックマネジメント手法を導入するなど、施設の長寿命化を図る整備を促進します。

(4) 防災・減災型

ア 防災重点ため池の整備

ため池の決壊による水害その他の災害から、人命及び財産を保護するため、防災重点ため池の整備を促進します。

イ 既設用水施設の耐震化

近年、頻発・激甚化する自然災害時においても農業生産を維持し、災害に強い農村づくりに対応するため、既設用水施設の耐震化に向けた整備を促進します。

ウ 排水施設の整備

頻発する大雨等に対応するため、暗渠排水の効果を向上させるなど、農地の排水機能の強化に向けた排水路の整備を促進します。

3 成果指標

本対策は、生産力と競争力を高め、持続可能で生産性の高い農業を展開していくことを目的としていることから、成果指標を本道の農業生産力のほか、優良農地の確保と利用の促進、農村地域の強靱化に関するものとし、次のとおり定めます。

成果指標の内容	現 状		目 標	
	年度	現状数値	年度	目標数値
北海道の農業産出額	H30 (2018)	12,593億円	R7 (2025)	13,180億円
北海道の担い手への農地の利用集積率	H30 (2018)	91%	R7 (2025)	93%
北海道の防災重点ため池の防災対策実施率	R元 (2019)	16%	R7 (2025)	51%

4 計画の推進管理

(1) 推進体制

この計画の推進に当たっては、第6期北海道農業・農村振興推進計画や北海道農業農村整備推進方針と一体的な推進を図る観点はもとより、本道農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、本庁・（総合）振興局関係課のほか市町村など地元関係機関とも連携を図りながら、効率的で実効性のある取組を推進します。

(2) 推進管理

この計画の推進管理に当たっては、取組の進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえた見直しや改善などを行い、本対策を効果的・効率的に推進します。